

宮島包ヶ浦自然公園利活用事業

基本協定書

(案)

令和8年8月
廿日市市

宮島包ヶ浦自然公園利活用事業 基本協定書（案）

宮島包ヶ浦自然公園利活用事業（以下「本事業」という。）に関して、廿日市市（以下「市」という。）は、優先交渉権者として決定した応募者（以下「当該応募者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。なお、本事業の概要は、応募者が公募型プロポーザルにおいて市に提出した参加申請書類及び企画提案書類、市からの質問に対する回答書その他応募者が本基本協定締結までに提出した一切の書類（以下同じ。）のとおりとする。

（目的）

第1条 本基本協定は、次の各号に定めることを目的とする。

- （1） 本事業に関し、当該応募者が事業実施者として決定されたことを確認すること。
- （2） 当該応募者が本事業の遂行を目的として設立する事業予定者（以下「事業予定者」という。）と市との間で、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随し関連する事項に関する契約を締結することに向けた、市及び応募者双方の義務について必要な事項を定めること。
- （3） 本基本協定の有効期間内において、「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業実施方針書」（以下「実施方針書」という。）に定める本事業の目的達成に向けて市及び当該応募者双方が連携・協力することを確認することを目的とする。

（市及び応募者の義務）

第2条 市及び当該応募者は、事業用定期借地権設定契約覚書(案)及び建物売買契約書(案)に関する契約（以下総称して「事業契約」という。）の締結に向けてそれぞれ信義をもってそれぞれ誠実に対応する。なお、契約確定は公正証書に記名捺印したときに契約が確定したものとする。

- 2 当該応募者は、事業契約の締結のための協議にあたっては宮島包ヶ浦自然公園利活用事業事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）の要望事項を尊重する。ただし、選定委員会の意見や市からの要望事項が、本事業の公募型プロポーザル方式による事業者の募集選定手続において市が公表した募集要項等公募書類（以下「公募書類」という。）等に関する質問に対する回答から逸脱している場合は、この限りではない。

（事業予定者の設立）

第3条 当該応募者は、本基本協定締結後、原則令和●年●月●日までに、事業予定者を新たな法人格として設立し、その商業登記の履歴事項全部証明書の原本、定款の原本証明付写しを市に提出しなければならない。なお、事業予定者は、廿日市市内に設立するものとし、法人の形態は当該応募者の提案によるものとする。

- 2 前項に基づき事業予定者が新たな法人格として設立され、市へ書類を提出した後、市が書面により承諾を行った場合は、当該応募者は、事業予定者に対し、募集要項において、本事業に関し令和8年8月3日に公表された基本協定書（案）を市と協議・調整のうえ締結させなければならない。

（事業契約の締結）

第4条 市及び当該応募者は、募集要項において、本事業に関し令和8年●月●日に公表された事業用定期借地権設定契約覚書(案)及び建物売買契約書(案)を、令和●年●月を期限としてそれぞれを締結するべく最大限努力する。

- 2 市は、募集要項に添付の事業用定期借地権設定契約覚書(案)及び建物売買契約書(案)の文言に關し、当該応募者より説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 当該応募者の構成員（以下「構成員」という。）のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市及び当該応募者双方が協力し事情を詳細に把握したうえで、市は当該応募者に対して当該事象の是正を求めることができる。なお、当該事象が市及び本事業に対する信用を毀損する恐れがある場合など、市が重大と判断した場合や、市が相当の期間を定めて是正勧告を行ったにも関わらず是正が認められない場合は、市は本基本協定及び締結した事業契約を解除し、未締結の事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 本事業に関して、構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員又はこれらの者が構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 構成員又は構成員の役員若しくは使用人について、本事業に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は、独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 事業契約の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市及び当該応募者双方が協力し事情を詳細に把握したうえで、市は当該応募者に対して当該事象の是正を求めることができる。なお、当該事象が市及び本事業に対する信用を毀損する恐れがある場合など、市が重大と判断した場合や、市が相当の期間を定めて是正勧告を行ったにも関わらず是正が認められない場合は、市は、本基本協定及び締結した事業契約を解除し、未締結の事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団

対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下本項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 構成員のいずれかが、本項第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(本項第6号に該当する場合を除く。)に、市が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。

5 事業契約の締結までに、当該応募者のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、本基本協定及び締結した事業契約を解除し、未締結の事業契約を締結しないことができる。

6 前項に定める場合において、構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は事業契約の締結に当たり、市が別途指定する期間内に、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する代替企業の補完を求めることがある。

(賠償額の予定)

第5条 当該応募者は、構成員のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当する場合(以下当該各号に該当する構成員を「該当構成員」という。)、市が本基本協定若しくは締結済事業契約の解除又は事業契約を締結するか否かを問わず、違約金として、当該応募者が提案書類のうち●●に記載した価格にこれらに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を市に支払わなければならない。ただし、市に生じた実際の損害額が違約金の額を超えるときには、当該応募者はその差額を上乗せして市に支払わなければならない。

2 前項の場合において、該当構成員は連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。

3 第1項ただし書きに該当する場合には、該当構成員は、当該応募者に連帯して市の請求に基づき上乗せした差額分の支払い義務を負うものとする。

(準備行為)

第6条 市及び当該応募者は事業契約締結前であっても、双方の責任と費用において、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、必要かつ可能な範囲で双方協力するものとする。

(事業契約の不成立)

第7条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第3条の規定による不動産の売り払いが廿日市市議会において否決されたことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、本基本協定の当事者は本基本協定及び締結済事業契約を解除し、未締結

のその他の事業契約を締結しないことができる。既に、市及び当該応募者が本事業、本基本協定又は事業契約に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、締結済事業契約において別段の定めがある場合には当該定めに従うものとする。

- 2 前項の場合を除き、事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合においても、既に、市及び当該応募者が本事業、本基本協定又は事業契約に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、締結済事業契約において別段の定めがある場合には当該定めに従うものとする。また、事業契約の締結に至らなかったことについて、市又は当該応募者に責めに帰すべき事由があるときは、当該責めに帰すべき者が、その他の当事者に生じた損害を賠償する。なお、逸失利益については当該損害賠償の対象にならないことを確認する。

(事業計画書の提出及び報告)

第8条 市が事業内容のモニタリングを行うため、当該応募者は事業の実施に先立ち、提案書類に基づく事業計画書を作成し市に提出すること。事業計画書の内容については実施方針書において定める内容とすること。

- 2 当該応募者は、事業着手後から年1回程度、市に対して事業計画書に基づく事業の実施状況に関する報告を実施するものとし、事業計画書に定める計画と大きく乖離する事象が生じた際には随時市へ情報共有を行う。

- 3 前項に定める報告及び情報共有の内容やその方法等については、市及び当該応募者双方の協議により定めるものとする。

(本基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第9条 市及び当該応募者は、相手方当事者の書面による承諾なく、本基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第10条 市及び当該応募者は、本基本協定に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、責任をもって管理し、本基本協定又は事業契約の履行以外の目的でかかる当該情報を使用してはならず、本基本協定又は事業契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示のときに公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、秘密情報受領当事者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び当該応募者が、本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及び当該応募者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市と守秘義務契約を締結した当該応募者に開示する場合

(5) 当該応募者又はその構成員が秘密保持契約を締結した、当該構成員のグループ会社を開示する場合

(本基本協定の変更)

第11条 基本協定書に定める内容を変更する場合は、市及び当該応募者の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第12条 本基本協定に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本基本協定の有効期間)

第13条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日からすべての事業契約が終了し、同契約に基づく債権債務が消滅した日までとする。ただし、本基本協定の終了後も第5条、第7条、第9条及び第11条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

2 前項の場合において、事業予定者の申し出により、市が必要と認めた場合、双方協議の上、本基本協定の有効期間を延長し、別途新たに事業用定期借地権設定契約覚書を締結する場合がある。

(準拠法)

第14条 本基本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第15条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定に疑義のある事項については、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）によるほか、その都度、市及び当該応募者が誠実に協議を行った上で、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

広島県廿日市市下平良一丁目1 1 番1 号
廿日市市代表者 廿日市市長 松本太郎

当該応募者 (代表企業)
[住所]
[氏名]
(構成員)
[住所]
[氏名]
(構成員)
[住所]
[氏名]

(本件土地の表示)
所在：

別紙2

商号・名称		担当業務	本事業における立場
1			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】
2			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】
3			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】
4			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】
5			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】
6			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】
7			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】
8			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】
9			【代表企業／施設運営担当企業／その他構成員】